

令和2年度 市・県民税に関するお知らせ

市民税課 ☎65・1224 ㊟65・1255

6月は市・県民税の納税通知の月です。令和2年度の市・県民税の納税通知、納付方法などについてお知らせします。

▼通知方法

市・県民税の納税通知書は納付方法によって異なります。

①給与所得者で市・県民税が給与からの特別徴収（給与天引き）となる人

納税通知書を勤務先の事業所を通じてお届けします。事業所には5月中旬ごろに送付していただきます。

※特別徴収の実施に伴い、これまで個人で納付していた人でも天引きになる場合があります。

※給与と年金それぞれから市・県民税が特別徴収される人には別々の通知となりますのであらかじめご了承ください。

②営業や不動産など給与以外の所得があり、市・県民税が普通徴収（個人納付）となる人

納税通知書を6月中旬に発送します。

▼年金分に係る税額の年金特別徴収

①平成31年度から年金特別徴収が継続している人

4月、6月、8月に年金から天引きする仮徴収税額と、今回送付する納税通知書で確定した税額との差額を10月以降の年金支給時に分割で天引きします。

②基準日（令和2年4月1日）の時点で新たに65歳となった人

年金特別徴収開始の年となります。年税額の半分は普通徴収で納め、残り半分は10月から年金特別徴収となります。

③基準日（令和2年4月1日）の時点で年齢が65歳未満で年金と給与収入がある人

給与からの特別徴収で年税額を納めます。普通徴収での納付を希望する人は市民税課までご連絡ください。

※なお、この制度は基準日の時点で年齢が65歳以上の人は、年金からの特別徴収対象者となるため選択できません。

▼税制改正により、令和2年度の市・県民税から適用となる主な事項

①住宅ローン控除の拡充

消費税率の引き上げに伴い、控除期間が10年から13年に延長されます。ただし、居住開始年月が令和元年10月～令和2年12月末まで、かつ消費税率10%が適用される住宅取得などについてのみとなりますのでご注意ください。

また、11年目以降の3年間に ついては、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。具体的には、各年において、①建物購入価格の2%×3分の1（3年間）、②住宅ローン年末残高の1%（最大40万円）、①、②いずれか少ない金額で税額控除します。

②ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の見直しにより、「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されました。この制度は、総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市区町村を「ふるさと納税（特例控除）」の対象に指定するものです。

この改正によって、令和元年6月1日以降、指定を受けてい

ない地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）は特例控除の対象外となり、「基本控除」に加算される「特例控除」または「申告特例控除（ワンストップ特例制度）」は適用されません。

ただし、寄附金税額控除のうち、所得税の「所得控除」および住民税の「基本控除」分は控除を受けられます。

税制改正について、詳しくは、市政だより1月号をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策の支援にご協力ください! ふるさと納税（寄付のみ返礼品なし）を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の対策費用にあてるため、ふるさと納税制度を活用し、皆さんからの寄付を受け付けています。寄付金については、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みに有効活用させていただきます。

※「楽天ふるさと納税」または「電話・FAX・窓口」いずれかの方法での申し込みとなります。

※寄付のみの受付で、返礼品はありません。

※新居浜市民も、税金の控除対象となります。

☎ 総合政策課 ☎ 65-1210 ㊟ 65-1216



詳細はこちら

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市税の徴収猶予制度（特例）があります

収税課 ☎ 65・1226
FAX 65・1556

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し、市税の納付が困難な場合の特例措置があります。

この特例措置は、無担保かつ延滞金なしで最大1年間、納付が猶予されるものです（税額が減額などになるものではありません）。猶予制度の活用を検討している人は、収税課までご相談ください。

対象者 次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した人
- ②一時に納付または納入を行うことが困難な人 ※詳細は収税課HPをご覧ください（<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/syuuzai/>）

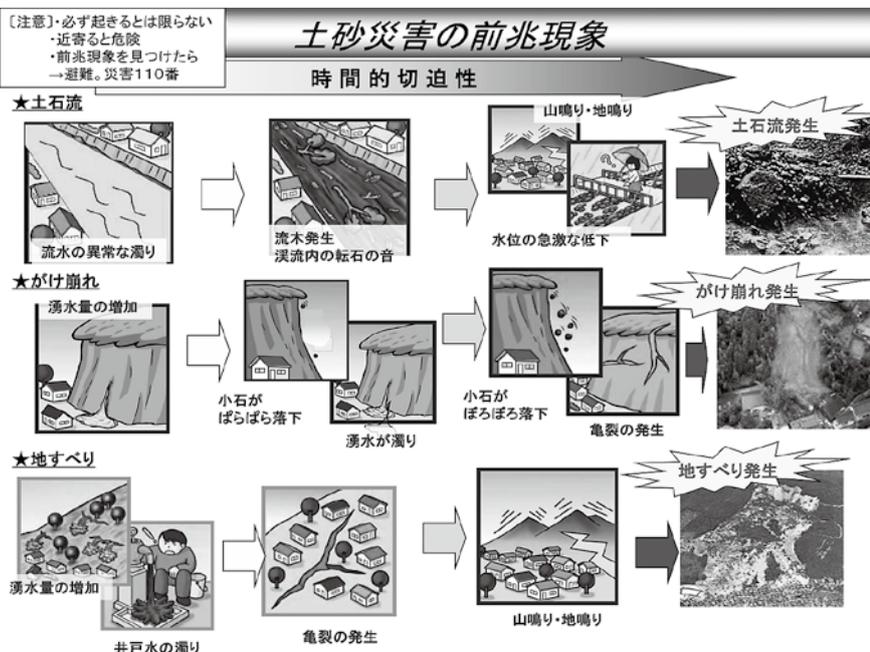


土砂災害防止月間

都市計画課 ☎ 65・1270 FAX 65・1276

土砂から身を守るために

土砂災害は、豪雨や地震などに伴い突発的に発生するため、予想の難しい災害ですが、発生する直前には異常を知らせる「前兆現象」があります。日頃から注意し、次の凶のような現象を発見したら、近所で声を掛けあつて早めに避難してください。



▼土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を公表しました
平成29年から県で実施した、土砂災害危険箇所基礎調査結果を、3月27日に公表しました。自分の住んでいる地域の確認をお願いします。

I期、II期調査箇所には、既に法に基づく区域指定を行っており、今回公表したIII期調査箇所は、今年度中に、区域指定をする予定としています。指定の際には説明会を実施しますので、調査区域にお住まいの方は、ぜひご参加をお願いします。

▼調査対象地域

市内の一部（市HPに掲載）
<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/fokei/3226.html>



▼調査に関する問い合わせ

東予地方局 河川港湾課
☎ 56・1300
都市計画課
☎ 65・1270
下水道建設課（河川水路課）
☎ 65・1576

ご利用ください!

中小企業向け補助・融資制度

産業振興課 ☎ 65-1260 ☎ 65-1305

市では、市内中小企業の振興や経営安定のため、補助制度および融資制度を設けています。
今年度は、中小企業の生産性向上、人材確保支援などの観点から次の通り補助制度の改正を行いました。

◎補助制度

事例	事業名	内容	補助率および限度
事業所新設・拡大の支援	事業所設置事業 拡充	中小企業者が事業所を設置したとき（固定資産評価額 500 万円以上の建物が対象） ※補助率を 100 分の 2.8 以内に拡大	固定資産評価額の 100 分の 2.8 以内 1,000 万円限度
人材育成、技能向上の支援	人材養成事業 拡充	●中小企業の経営者および従業員が市（えひめ東予産業創造センター、新居浜ものづくり人材育成協会）、国および県が設置した機関で研修を実施したとき。 ●中小企業の経営者および従業員が別に定める技能検定試験を受験し、合格証書の交付を受けたとき。 ※外国人労働者を新たに対象化	事業費の 100 分の 50 以内 100 万円限度
ものづくり企業の設備投資への支援強化	生産性向上機器導入事業 拡充	中小企業者（団体）が生産性の向上に資する機器を導入したとき ※補助率を 100 分の 20 に拡大	事業費の下限を 100 万円とし、事業費の 100 分の 20 以内 200 万円限度
IT・IoT導入による企業の生産性向上の支援	IT・IoT導入事業 新設	中小企業者（団体）が生産性の向上に資する IT ツール※および IoT を導入したとき ※生産・在庫管理システム、テレワークや RPA など（国の IT 導入補助金が補助対象とする IT ツール）	事業費の下限を 100 万円とし、事業費の 100 分の 30 以内 200 万円限度
若者人材確保の支援	雇用促進事業 拡充	中小企業者が新たに新規卒者又は U I J ターン者（市外に 1 年以上住所を有した後、本市に転入した者）を 1 人以上採用し、その後引き続き 1 年以上雇用したとき。 ※ U I J ターン者を新たに対象にしたほか、補助率を 20 万円、補助限度額を 100 万円に拡大	従業員 1 人につき 20 万円以内 100 万円限度
	人材確保事業 拡充	【求人情報発信支援】 中小企業者が求人情報発信のため大手就職情報サイトに登録したとき 【U I J ターン人材確保支援】 中小企業者が市外で開催される合同企業説明会（市主催のものを除く）に出展したとき	事業費の 100 分の 50 以内 30 万円限度 事業費の 100 分の 50 以内 30 万円限度

※原則として事業完了後 30 日以内の申請をお願いします。補助項目によって、条件や対象業種、必要書類が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

※下線部が今回の改正点です。上記の他に、「共同施設設置事業」、「空き店舗活用事業」、「新製品開発事業」、「共同研究事業」、「倒産防止対策事業」、「市場開拓及び催物等事業」、「インターネットショップ等活用販路拡大事業」、「労働環境改善事業」、「女性活躍環境整備推進事業」の補助事業があります。

◎融資制度

制度名	中小企業振興資金		中小企業緊急経営資金	中小企業設備近代化資金
	長期	季節		
融資対象	・市内で 1 年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者 ・市税などの滞納がない中小企業者 ・愛媛県信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者		市内で事業を営んでいる、または営もうとする中小企業者	
資金用途	運転・設備	運転	運転	設備
融資限度額	500 万円	300 万円	1,000 万円	6,000 万円
融資期間	60 月以内	6 月以内	72 月以内	120 月以内

※申し込みは、市内金融機関が窓口となります。

※期日までに完済した場合、融資金 500 万円を限度として保証料相当額の助成が受けられます。（完済後 60 日以内に要申請）

情報公開制度・個人情報保護制度

総務課 ☎ 65・1212 FAX 65・1216

市では、公正で開かれた市政と個人情報の適切な取扱いを推進するため、「情報公開制度」および「個人情報保護制度」を運用しています。

両制度の運用状況について市民の皆さんにお知らせします。

▼情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、皆さんの請求により、市が保有している行政情報（公文書）を公開するものです。令和元年度は、工事設計書、住居表示に関する資料など53件の請求がありました。請求の結果は【表1】の通りです。

▼個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、プライバシーの保護など個人の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用、管理など個人情報を適正に取り扱うものです。市が取り扱っている個人情報を明らかにするため、個人情報取扱事務を各実施機関からの届出制とし、閲覧することができます。令和2年3月末現在の取扱事務件数は580件でした。

【表1】 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

実施機関	請求(申出)件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	審査請求
市長	39	16	21	0	2	0	0
消防	2	2	0	0	0	0	0
教育委員会	12	8	3	0	1	0	0
合計	53	26	24	0	3	0	0

※実施機関とは、情報公開条例および個人情報保護条例に定められた公開請求の対象となる機関で、市長、議会、行政委員会などをいいます。
 ※他人に知られたくない個人の情報や、法令などで禁止されているものは公開できない場合があります。その場合は、部分公開または非公開となります。

【表2】 個人情報開示請求の実施機関別の件数と処理状況

実施機関	請求(申出)件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	審査請求
市長	7	1	5	0	1	0	0
消防	3	2	1	0	0	0	0
教育委員会	6	5	0	0	1	0	0
合計	16	8	6	0	2	0	0

※自分以外の個人の情報や、法令などで禁止されているものは開示できない場合があります。その場合は、部分開示（一部承諾）または不開示（不承諾）となります。

また、自己情報コントロール権を保障するものとして、自己情報の開示、訂正または利用停止の請求ができます。令和元年度は、住民票交付申請書の開示請求など16件の請求がありました。請求の結果は【表2】の通りです。

先進的技術実証支援補助金

産業振興課 ☎ 65・1260

FAX 65・1305

▼新居浜市で、実証事業に挑戦しませんか！

市では、AIやIoTなどの先進的な技術を活用し、将来的なビジネス化を視野に実施する実証事業の支援制度を新設します。

実証経費の一部補助のほか、実証のネックになる「技術的な課題、法律の規制など」の解決に向けた支援により、実証の円滑な実施をサポートします。

申請手続きの流れなど、詳細は産業振興課HPをご覧ください。また、左記へお問い合わせください。

えひめ東予産業創造センター ☎ 66・1111



市政 ニュース

生活排水をきれいにしましょう！

「浄化槽設置費用補助制度」をご利用ください

環境保全課 ☎65・1512 FAX65・1255

市では、公共下水道の事業計画区域外に小型合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用に対する補助金交付を行っています。

この補助金は、国・県・市が約1/3ずつ負担しており、補助基数には限りがあります。補助金の交付は先着順となります。

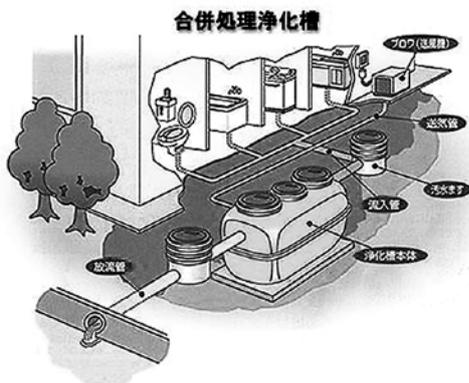
▼補助金の限度額

5人槽	33万2千円
7人槽	41万4千円
10人槽	54万8千円

※既存の単独浄化槽を撤去し合併浄化槽を設置する場合、先の設置補助金に加え、撤去費用に対して9万円を限度として補助されます。

▼補助の要件

- 公共下水道の事業計画区域外であること
- 申請者本人が住むための住宅であること



- 既存住宅の改造であること
- 新築や建て替えは対象外
- その年度の補助金予算枠内に入っていること
- 補助金を受けようとする当該年度内に工事を開始し、かつ、終了させること
- 市税などに滞納がないこと
- ※補助金制度の詳細については、環境保全課までお問い合わせください。

活動の軌跡を皆さんで共有しませんか？ 市役所ロビー展をご利用ください

地域コミュニティ課 ☎65・1218 FAX65・1255

団体の活動成果発表の場、市民への情報発信の場として、市役所1階ロビーを提供しています。誰でも気軽にご利用ください。※現在、新型コロナウイルス感染症予防のため中止しています。再開する場合は、市HPなどお知らせします。

▼対象

市内で活動している団体

▼提出書類

市役所ロビー展使用申請書

※申請書は地域コミュニティ課（市役所2階）にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

▼申込期限

開催希望日の2カ月前まで

※受け付けは先着順です。早めに申し込みください。

▼開催期間

月～金曜日の5日間

8時30分～17時15分（最終日は16時まで）

▼貸出物品

- ボード（縦120cm×横180cm）片面4枚
- 長机（横180cm）4脚
- フック

▼その他

- 政治・宗教・営利および遊興飲食の目的での利用は不可
- 募金箱などの設置は不可
- 展示物の準備、後片付けは各自で行うこと



新居浜市国際交流協会



認定NPO法人
えひめイヌ・ネコの会

お困りのことはありませんか？委託相談支援事業所による 障がい者（児）総合相談窓口

地域福祉課 ☎65・1237 FAX37・3844

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援事業を実施しています。福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業は、市内にある六つの事業所において委託実施し、相談業務のほか、研修会の開催や障がいを理解するための啓発活動なども行っています。

また、毎月1回、市役所1階地域福祉課で「総合相談窓口」を開設し、市民の皆さんの相談を受け付けています。不安なこと、困っていること、分からないことなどをお話してください。

日時 毎月第2金曜日

10時～12時

場所 地域福祉課④番窓口

担当 市委託相談支援事業所

相談支援専門員

問い合わせ 新居浜市社会福祉協議会

障がい者相談支援事業所

☎37・0702

※予約不要・相談無料・秘密厳守

【令和2年度実施日】

6月12日、7月10日、8月14日、

9月11日、10月9日、11月13日、

12月11日、令和3年1月8日、

2月12日、3月12日

■委託相談支援事業所とは
障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用支援などを行っています。相談は無料です。

- ①支援センターあゆみ苑 ☎33-4655
- ②新居浜市社会福祉協議会
障がい者相談支援事業所 ☎37-0702
- ③生活支援センターわかば ☎41-4881
- ④支援センターくすのき ☎41-6361
- ⑤まごころの会 ☎47-6682
- ⑥どんでどん ☎40-8716



人権の窓

人権教育課 ☎65・1243 FAX65・1306

毎月11日は

「人権のつどい日」です。

「人権のつどい日」では、人権に関するさまざまな講演や学習会を行っています。誰でも自由に参加できます。事前の申し込みは必要ありません。

▼6月11日(木)は次の通りです。

場所 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)

時間 19時30分～21時

定員 30人(先着順)

※マスクを着用してご参加ください。

内容 講演「いじめ問題について考えてみませんか？」SNSが関係する子どもの自死事例を通して」

講師 鴻上基志(新居浜市人権啓発指導員)

2013年いじめ防止対策推進法が施行されましたが、いじめによって、自死にまで追い込まれる子どもが今も後を絶ちません。本来私たちの生活を豊かにしてくれるはずのSNSが、いじめの凶器として使われるこ

とも少なくありません。

いじめ問題をなくすために、私たち大人にできることは何か一緒に考えてみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

【平成27年度募集新居浜市

人権かるた】

③老若男女 誰もが主役
新居浜市 (一般応募)



▼校区別人権教育市民講座が始まります！

人権問題を解消し、みんなが幸せに暮らせる新居浜市を実現するため、自分なりにできることを一緒に考えてみる、これが「人権教育市民講座」です。

各校区での開催日程、内容などは市ホームページ・公民館・学校などを通じた広報を参考にしてください。

新居浜市心身障害者（児）団体連合会

地域福祉課 ☎ 65・1237 FAX 37・3844

一緒に活動する仲間を募集しています

▼目的は？

構成団体の団結強化と会員相互の親睦、融和、心身の健康増進を図ります。お互いの立場を理解し、その輪を広げることで社会の理解につなげます。

▼どんな団体なの？

下記の7団体で構成されています。連合会に加入したい人は、いずれかの障がい者団体に加入する必要があります。

▼どんな人が加入できるの？

市内在住の障がい者手帳を所持する人。

▼どんな活動をしているの？

・全国、中四国、県障がい者福祉大会などへの参加。希望者を募り、各種大会や研修会（福祉施設見学）に参加しています。

・「福祉のつどい」や「体育大会」の実施と県障がい者スポーツ大会への参加、文化活動やスポーツを行い、会員の皆さんの健康増進を図ります。



第55回心身障害者（児）団体連合会体育大会



連合会のロゴマーク

・定例会（毎月第1火曜日10時～12時）下記の7団体の代表者が理事として参加し、情報交換を行っています。

・障がい者の意見や要望を行政に届けます。

▼問い合わせ 新居浜市障がい者福祉センター

☎ 33・3341

FAX 37・1710

新居浜市心身障害者（児）団体連合会の構成団体

団体名称	活動目的・主な活動
新居浜市身体障害者更生会	身体障がい者のつながりを強化し、自立への意欲を高めて、福祉の増進に貢献する。
新居浜肢体不自由児・者父母の会	肢体不自由児者がいる家庭との親睦を深めるとともに、関係機関の協力と指導に基づき、広く社会の理解を得て、肢体不自由児者の療育と福祉の増進を図る。
愛媛県自閉症協会 新居浜地区	自閉症児への療育を行うとともに、自閉症への理解を促す。
新居浜視覚障がい者協会	会員の親睦を深め、福祉の増進に貢献する。
新居浜市聴覚障害者協会	聴覚障がい者福祉の向上、手話の普及を目的に活動する。
新居浜市難聴者協会	難聴者の自立の促進と福祉の向上を目指すとともに、社会参加と社会的地位の向上を図る。
心臓友の会	心臓病児者とその家族の幸せのために、会員の親睦を深め、福祉の増進に貢献する。

「みどりのカーテンフォトコンテスト」を開催します

環境保全課 ☎ 65・1512 FAX 65・1255

▼みどりのカーテンとは

みどりのカーテンとは、ゴーヤなどのつる性植物をカーテン状に育成したものです。見た目が涼しげなだけでなく、直射日光を遮り、周囲の温度上昇を防ぐため、夏の節電やCO2削減に効果があるといわれています。

▼フォトコンテストについて

昨年に引き続き、今年もフォトコンテストを開催します。創意工夫があふれる素敵なみどりのカーテンを作って、コンテストに応募してみませんか？皆さんのご応募をお待ちしています！

▼応募資格

市内在住の人

▼応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、応募写真を添えて、環境保全課に持参、郵送またはメールでご応募ください。応募用紙は環境保全課窓口で配布します。また、市HPからもダウンロードできます。

▼募集期間 7月1日(水)～9月30日(水)

▼審査

応募書類をもとに審査を行い、最優秀賞などの入賞作品を決定します。受賞者には、環境保全課から直接連絡いたします。また、審査結果は市HPなどで公開します。

▼応募特典

応募者全員に、あかがねポイントが500ポイント進呈されます。入賞するとさらに、ポイントがもらえます。



令和元年度 最優秀賞

たまる・使える
Akagane
Point
Niihama



詳細はこちら

水道週間 「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」

企業総務課 ☎ 65・1330 FAX 65・1335

水道週間とは、水道について皆さんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るための週間です。

上下水道局では、「安全でおいしい水」の安定した供給に取り組んでいます。市内各所に点在する水源地や送水場、配水池などを一元的に監視、制御する「水道施設監視システム」を活用して、施設の効率的な運用を図り、「安全な水」の供給に努めています。

また、本市ではミネラルをたっぷり含んだ地下水を原水としています。地下水のミネラルを損なわない最小限度の塩素消毒を行い「おいしい水」を皆さんにお届けしています。

▼水道メーターで漏水確認を！
定期的にパイロットを確認してください！
漏水はいつ起きるか分かりませんが、自宅の敷地内の水道メーターで漏水しているかの確認ができます。

全ての蛇口を閉めて、パイロット（左の写真）が回っていると漏水の可能性があるので新居浜市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。また、検針中に検針員が漏水を発見した場合は、お知らせします。

詳細については指定業者またはお客様センター（☎ 65・1331）にお問い合わせください。

※水が流れている時は回転し、流れていなければ停止します。



水道施設監視システムを運用している様子



パイロット

※水が流れている時は回転し、流れていなければ停止します。